

見沼田圃周辺斜面林公有地化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は見沼田圃周辺斜面林を保全するため、さいたま環境創造基金（見沼田圃分）を活用し、さいたま市及び川口市が実施する見沼田圃周辺斜面林公有地化に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、見沼田圃区域とは、「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱（平成7年3月31日部長決裁）第2の審査対象区域」に示す区域とする。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助対象地)

- 第3条 補助対象事業は、さいたま市及び川口市が実施する見沼田圃周辺斜面林の公有地化とし、補助対象経費は土地購入費とする。
- 2 補助対象地は見沼田圃周辺斜面林として保全が必要な樹林地で次の全ての要件に該当するものとする。
- (1) 見沼田圃区域から原則として100m以内の場所に立地していること
 - (2) 土地面積が500㎡以上の一団の土地であること

(補助率及び補助額)

- 第4条 前条の補助対象事業に対する補助率は、補助対象経費の3分の1以内とし、補助額は一市・一年度当たり100,000千円以内において知事の定める額とする。
- 2 前項の補助額は、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(交付申請書の様式等)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者は、次の掲げる申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の増額は認めない。

(1) 事業に要する経費又は事業の内容の変更(ただし軽微な変更を除く。)

(2) 事業の中止又は廃止

2 前項(1)の事業に要する経費に係る軽微な変更は補助対象経費の20%以内の減とする。

(変更等の承認)

第8条 知事は前条の変更等の申請があったときはその内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更(中止・廃止)決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知する。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る実行を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(実績報告書の提出時期等)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了(補助事業等の廃止を含む。)後10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、知事が別に定める日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号により行う。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は前条の確定通知を受理した後、速やかに様式第7号の請求書により知事に請求する。

(公有地化した土地の管理等)

第14条 補助事業者は公有地化した土地を見沼田圃周辺斜面林として保全し

適正に管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、支援事業を完了した年度の翌年度から3年間、公有地化した土地の管理状況報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 3 公有地化した土地は取得後速やかに市を所有者として登記するとともに、実測面積が公簿面積と異なる場合は地積更正登記を行わなければならない。

（書類の整備等）

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成41年3月31日限りその効力を失う。ただし、第14条については平成44年3月31日まで、第15条については平成46年3月31日まで、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。